

山梨サイクルネット構想（富士北麓地域）検討委員会

規 約

（名 称）

第1条 本会は、山梨サイクルネット構想（富士北麓地域）検討委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 委員会は、富士北麓地域において自転車による広域的な周遊観光を促し個性ある観光地として確立させ、来訪者の増加による地域活性化を図るため、自転車の利用環境を充実させる構想の策定および実施に向けた検討を行うものである。

（組 織）

第3条 委員会は、別紙の委員をもって構成する。

- 2 委員長は事務局の推薦又は委員の互選によって選出し、委員会を統括するものとする。
- 3 必要に応じ、委員長の指名により委員を追加することができる。なお、所属職員が交代した時は、後任者をもって委員とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、第1回委員会の日から委員会終了の日までとする。

（情報公開）

- 第5条 委員会の会議、委員会資料、議事内容の公開については、委員会でこれを定める。
- 2 委員会の事務局は、前項で決定した公開する情報について、閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、山梨県県土整備部道路整備課企画担当に置く。

（委員長への委任）

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年10月28日から適用する。

山梨サイクルネット構想（富士北麓地域）検討委員会 委員

所 属
徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部
一般社団法人 富士五湖観光連盟
一般財団法人 ふじよしだ観光振興サービス
公益社団法人 やまなし観光推進機構
富士吉田商工会議所
特定非営利活動法人 富士山麓観光まちづくり研究所
富士急行株式会社 交通事業部
富士吉田市 産業観光部 富士山課 都市基盤部 道路公園課
身延町 観光課 建設課
西桂町 産業振興課 建設水道課
忍野村 観光産業課 建設課
山中湖村 観光課 生活産業課
鳴沢村 企画課 振興課
富士河口湖町 観光課 都市整備課
国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 道路管理第二課
山梨県 観光部 観光振興課
山梨県 県土整備部 道路整備課
山梨県 県土整備部 道路管理課
山梨県 警察本部 交通部 交通規制課